

池田市保健福祉総合センター条例（平成20年10月2日条例第28号）

最終改正:令和7年6月24日条例第29号

改正内容:令和7年6月24日条例第29号〔令和7年9月1日〕

○池田市保健福祉総合センター条例

平成20年10月2日条例第28号

改正

平成23年12月6日条例第27号

平成28年6月24日条例第42号

令和6年3月28日条例第6号

令和6年9月24日条例第29号

令和7年6月24日条例第29号

池田市保健福祉総合センター条例

（設置）

第1条 市民の相互の交流及び自主的な活動の場並びに市民の健康増進及び保健サービスの拠点とするとともに、福祉サービス及び子育て支援の推進に資するため、本市に保健福祉総合センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 保健福祉総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 池田市保健福祉総合センター

（2）位置 池田市城南3丁目1番40号

（事業）

第3条 池田市保健福祉総合センター（以下「センター」という。）においては、次の事業を行う。

（1）市民交流及び市民の自主的な活動の場の提供に関すること。

（2）健康増進及び保健事業に関すること。

（3）介護の総合的な相談に関すること。

（4）高齢者、障がい者及び障がい児の福祉の向上と社会参加の促進に関すること。

（5）子育て支援に関すること。

（6）前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第4条 センターの管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、池田市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）センターの使用の許可に関する業務

（2）センターの管理に関する業務

（指定管理者の指定の申請）

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書及び市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、同条の規定により提出された書類を審査し指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

（指定の取消し等に係る賠償）

第8条 法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、池田市はその賠償の責めを負わない。

（開館時間及び休館日）

第9条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

（使用の許可）

第10条 センターの会議室等（別表第1の種別欄に掲げる施設をいう。以下同じ。）を使用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に当たりセンターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 センターの駐車場の使用に関し必要な事項は、規則で定める。

（使用の制限）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの会議室等の使用を許可しない。

（1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2）施設又は附属設備をき損又は滅失するおそれがあると認めるとき。

（3）集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（4）前3号に定めるもののほか、管理運営上市長が適当でないと認めるとき。

（使用料）

第12条 センターの会議室等の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、規則で定めるところにより、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。

- 2 前項の使用料は、国又は地方公共団体が使用する場合に限り後納させることができる。
- 3 センターの駐車場を使用する者は、自動車を退場させる際、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。
- 4 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第13条 市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

（使用許可の取消し等）

第14条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し若しくは停止させ、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第11条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 使用について付した条件に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他不可抗力によりセンターの運営上緊急やむを得ない事由が発生したとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第15条 使用者は、センターの会議室等の使用の権利を他に譲渡し、又は他人に使用させてはならない。

（原状回復の義務）

第16条 使用者は、センターの会議室等の使用を終了したとき、又は第14条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止若しくは退去を命じられたときは、直ちに設備その他を原状に復さなければならない。

（損害賠償の義務）

第17条 施設及び附属設備をき損し、若しくは滅失し、又は使用許可期限が満了しても使用を終わらず市に損害を与えたものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、賠償を免除することができる。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成21年規則第5号で、平成21年4月1日から施行）

（議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正）

2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和39年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成23年12月6日条例第27号）

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成28年6月24日条例第42号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の池田市保健福祉総合センター条例（以下「新条例」という。）第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第5条の規定によってした処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（令和6年3月28日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月24日条例第29号）

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表第1IT講習会室の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月24日条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

（池田市保健福祉総合センター条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の池田市保健福祉総合センター条例第12条第1項の規定は、施行日以後にされる申請による同条例別表第1に掲げる施設の使用に係る使用料の納付について適用し、施行日前にされた申請による同表に掲げる施設の使用に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

別表第1（第10条、第12条関係）
センター会議室等使用料

時間区分 種別	午前9時～正 午	午後1時～午 後5時	午後6時～午 後9時	午前9時～午 後5時	午後1時～午 後9時	午前9時～午 後9時
大会議室	5,800円	7,400円	8,300円	9,900円	11,700円	14,300円
会議室(1)	1,900円	2,500円	2,800円	3,300円	3,900円	4,800円
会議室(2)	1,900円	2,500円	2,800円	3,300円	3,900円	4,800円
会議室(3)	900円	1,200円	1,300円	1,500円	1,800円	2,200円
講習会室	1,900円	2,500円	2,800円	3,300円	3,900円	4,800円
健康教育室	5,100円	6,600円	7,300円	8,700円	10,400円	12,600円
調理実習室	3,000円	3,900円	4,300円	5,100円	6,100円	7,400円
その他の会議室	無料					

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、上記の使用料に10割を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 「その他の会議室」とは、次の表に掲げる施設をいう。

種別	部屋番号
会議室	2—1、2—2、3—1、3—2、3—3
研修室	2—1、2—2、3—1、3—2
多目的室	3—1、4—1
相談室	
作業室	

別表第2（第12条関係）
センター駐車場使用料

時間	使用料
30分以内	無料
30分を超え1時間まで	300円
1時間を超える30分以内ごと	100円
